

東京医科大学男女共同参画宣言

東京医科大学は建学の精神として「自主自学」を教育や研究の基本理念としており、「人材」育成に力を注いできました。そのなかで育児や介護をはじめとするライフイベントや家庭生活において負担を負っている女性教職員が、その能力を十分に発揮できるよう支援事業を行ってきましたが、なお一層、大学全体での取り組みが必要です。

日本国憲法第 14 条で保護されている法の下での平等に則り、1999 年に施行された「男女共同参画社会基本法」は男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題と位置づけています。さらに今般、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定により、女性の活躍推進に取り組むことが義務づけられ、男女共同参画社会構築のための環境整備が進められています。

国際的視野から医療イノベーションを実行できる良き医療人の育成を役割とする東京医科大学は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、教育、研究、診療、大学運営において個性と能力を十分に発揮できるよう、グローバル社会にふさわしい職場環境と風土づくりに努めます。

ここに東京医科大学は、学内の男女共同参画を一層推進し、社会全体が男女共同参画を実現できるよう貢献していくことを宣言します。

平成 27 年 12 月 3 日

東京医科大学

基本方針

1. 男女ともに教育・研究・臨床・就業の場で、個人として能力を発揮できる機会の確保
2. 男女ともに教育・研究・臨床・就業と家庭生活を両立できる環境の支援
3. 教職員構成における男女格差の是正と大学運営における意思決定への女性の参画の促進
4. 男女共同参画に関する教育・啓発活動の推進
5. 男女共同参画に関する取組の国内外社会との連携